

平成22年 8月 2日
小樽商科大学

平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成21年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するよう努めた。

2. 環境配慮契約に係る事項

基本方針で環境配慮契約が定められている建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務3件の契約において、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容の技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行ったものを特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境省主催の「平成21年度環境配慮契約法基本方針説明会」及び「平成21年度グリーン購入法基本方針説明会」に財務課契約担当の職員及び施設課の職員が参加し、環境配慮契約の理解に努めた。